



男性も利用可能な制度です

		妊娠中	～1歳まで	～3歳まで	～小学校入学まで	～小学校3年生まで	～小学校卒業まで	内容	処遇	
									給与	賞与
母性健康管理	健康診査に必要な時間の確保	■						勤務時間中に健康診査のための時間を確保できます。	有給	日割・時間割で控除
	妊娠中の通勤緩和	■						通勤ラッシュを避けるために遅出や早帰りができます。		
	妊娠中の休憩	■						休憩時間を延長したり、休憩回数を増やすことができます。		
	妊娠中または出産後の症状等に対応する措置	■	■					妊娠に伴う症状に応じて業務負担軽減等ができます。		
	妊産婦の就業制限	■						時間外、休日、深夜労働等が免除されます。	有給	—
	産前休業・産後休業	■	■					出産予定日の6週間前から産前休業が取得できます。また、出産後8週間は就業できないことが法律で定められています	有給	日割で控除
	慶弔休暇		■					出生日前後2週間以内に2日間の特別休暇が取得できます。	有給	—
	育児時間の確保		■					1歳になる前日まで勤務時間中に授乳等の時間が取得できます。	有給	時間割で控除
	出生時育児休業		■	■				子の出生日より8週間以内に最大4週間、分割して(最大2回)取得可能です。	有給	10営業日分は出勤したも のとして支給。その他の期 間は日割り控除
	育児休暇		■	■				3歳になる前日までに、分割して(最大2回)取得可能です。なお、産前産後休業を取得していない社員は、1回目のみ最大4週間給与が保障され、賞与は最大10営業日出勤したも のとして支給されます。	雇用保険より給与67% (6ヶ月経過後は50%) ※条件を満たせば1回目 のみ最大4週間給与保証	日割で控除※条件を満 たせば1回目のみ最大10 営業日出勤したも のとして支給
	看護休暇		■	■	■			小学校就学前の子1人の場合は年5日まで、子2人以上の場合は年10日まで取得できます。(半日・時間単位での取得も可)	有給	—
	保育施設費用補助		■	■	■			子どもの年齢に応じて、1～3万円の保育料や学童保育の費用の一部が補助されます。	—	—
	短時間勤務制度		■	■	■			最短6時間まで所定労働時間を短縮できます。(原則として、10分単位での早帰りを選択)	時間割で控除	時間割で控除
	時間外労働の免除		■	■	■			小学校3年生修了まで残業が免除されます。	—	—
	時間外労働の制限		■	■	■			小学校卒業まで一定時間を超える残業が免除されます。	—	—
	保活サポートデスク		■	■	■			社員に代わって、無料で保育園の施設情報や空き状況等を確認し保育入園サポートをするサービスです。	—	—
	ベビーシッター制度		■	■	■			法人契約を締結しているベビーシッターサービスを一般料金より割引された料金で利用できます。	—	—
	ベビーサロン		■	■	■			ベビーシッターに研修時間中、子どもを預けることができます。	—	—
	ライフサポート有給休暇		■	■	■			他の休暇が取得可能な場合を除き、年休が無くなり、子の看護・不妊治療等のために休暇が必要な場合に取得できます。(最大50日まで)	有給	—
	テレワーク		■	■	■			1日単位又は1日のうち一部の時間を利用することができます。	—	—
	各種休暇	「キッズセレモニー休暇」「ファミリー・デイ休暇」「親の長寿祝い休暇」「妊婦エスコート休暇」等、ご家族のイベント等にに合わせて年休が取得できます。							有給	—

